

第 号議案

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件
 神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
 (区の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市区の設置等に関する条例 (平成 31 年 3 月条例第 31 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)</p> <p>第 4 条 須磨区役所及び西区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 20%;">位置</th> <th style="width: 65%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>須磨区役所北須磨支所</td> <td>神戸市 須磨区 中落合 2 丁目</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	須磨区役所北須磨支所	神戸市 須磨区 中落合 2 丁目	[略]	<p>(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)</p> <p>第 4 条 須磨区役所及び西区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 20%;">位置</th> <th style="width: 65%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>須磨区役所北須磨支所</td> <td>神戸市 須磨区 中落合 2 丁目</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	須磨区役所北須磨支所	神戸市 須磨区 中落合 2 丁目	[略]
名称	位置	所管区域											
須磨区役所北須磨支所	神戸市 須磨区 中落合 2 丁目	[略]											
名称	位置	所管区域											
須磨区役所北須磨支所	神戸市 須磨区 中落合 2 丁目	[略]											

	2 番 6	
	号	
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

第 5 条 北区役所、北神区役所、垂水区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
北神区役所淡河出張所	[略]	[略]
垂水区役所明舞出張所	神戸市垂水区狩口台 1 丁目 16 番 2 号	神陵台 1 - 9 丁目、南多聞台 1 - 8 丁目、狩口台 1 - 7 丁目
[略]	[略]	[略]

	2 番 5	
	号	
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

第 5 条 北区役所、北神区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
北神区役所淡河出張所	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(福祉事務所条例の一部改正)

第 2 条 神戸市福祉事務所条例(昭和 26 年 10 月条例第 68 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第1条関係）			別表第2（第1条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
神戸市 須磨福 祉事務 所北須 磨支所	神戸市	[略]	神戸市 須磨福 祉事務 所北須 磨支所	神戸市	[略]
	須磨区			須磨区	
	中落合			中落合	
	2丁目			2丁目	
	2番6号			2番5号	

（保健所及び保健センター条例の一部改正）

第3条 保健所及び神戸市保健センター条例（平成10年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）

名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市須磨保健センター	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号及び同区中落合2丁目2番6号	神戸市須磨保健センター	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号及び同区中落合2丁目3番1号
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

須磨区役所北須磨支所等に移転する等に当たり、条例を改正する必要があるため。